



お知らせカレンダー

No. 1816 【 3月13日 発行 】

令和7年3月17日 ～ 令和7年3月30日 (令和7年 2月28日現在)

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,664 世帯

人口 5,062 人

男: 2,472 人

女: 2,590 人



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
17	(月)				
18	(火)				
19	(水)				
20	(木)				
21	(金)				
22	(土)				
23	(日)				
24	(月)	茶花小学校卒業式	9:50～11:25	茶花小学校体育館	教育委員会
		与論小学校卒業式	9:30～	与論小学校体育館	教育委員会
		那間小学校卒業式	10:00～11:30	那間小学校体育館	教育委員会
25	(火)	修了式・離任式		各小・中・高	教育委員会
26	(水)				
27	(木)				
28	(金)				
29	(土)				
30	(日)				

令和7年度給食センター委託作業員の募集

募集人数 : 4～5名程度

作業期間 : 令和7年4月～令和8年3月

作業時間 : ①調理作業 午前 8時00分～12時00分(4時間程度)
 ②洗浄・片づけ作業 午後 1時30分～4時30分(3時間程度)
 ③配送車運転業務 午前10時45分～12時00分(1時間15分程度)
 午後 1時30分～2時30分(1時間程度)

・1ヶ月に2回～8回程度

※基本的には常勤調理員が足りない日や人手が必要な日に作業をお願いする形になります。

作業内容 : ①・② 与論町立学校給食センター内での学校給食調理作業等
 ③ 給食の配送・回収時の配送車の運転作業

委託料 : ①・② 1時間あたり1,250円 ③ 1時間あたり2,000円

応募期限 : 令和7年3月27日(木)17:00まで

応募用紙 : 与論町立学校給食センターもしくは与論町役場2階教育委員会にある応募用紙をもらう

応募用紙提出先: 学校給食センターもしくは役場2階教育委員会

採用の決定: 電話もしくは対面での簡単な面接のうえ、採用された方には随時ご連絡いたします。

【問い合わせ先】
 与論町立学校給食センター
 担当: 裾分・白石
 電話: 97-4438

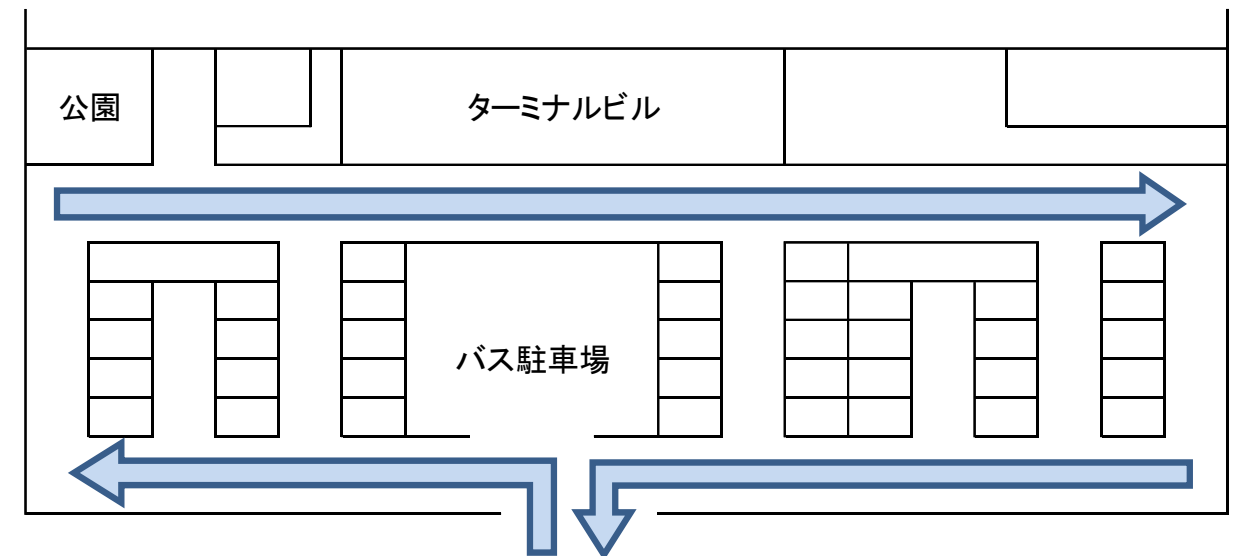
異動シーズンの空港利用について



◆お見送りでのご来場の際は、乗り合わせにご協力下さい。
 例年、駐車スペースが不足し、一般利用客が駐車できない状態となっています。

◆事故防止のため、駐車場は時計回りの一方通行で、徐行運転をお願いします。
 また、駐車禁止を示した場所への駐車はおやめ下さい。

◆車を駐車したまま島外へ出る方は、「与論クリーンセンター前 臨時駐車場」をご利用ください。



町民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■お問い合わせ先■ 与論空港管理事務所 電話 0997-97-3465



飼い猫等の適正な飼養について（お願い）



猫を飼養していないご家庭から、「近所で飼養されている猫が敷地に入り、玄関先等に糞をして困っている。毎回処理をしているが何度も来る。」といった意見が環境課まで寄せられています。こういった事例は今回だけでなく、日常的に発生していると思われます。

どなたでも玄関先や敷地内に何度も糞をされると不快に感じると思いますので、大変難しいこととは存じますが、犬や猫を飼われているご家庭は近隣の方々に迷惑をかけないように、適正な飼養をお願いいたします。

建築をする際の手続きが改正されます！

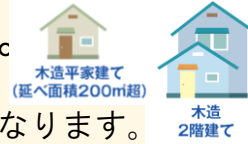
令和7年4月1日以降に建築に着工する場合・・・

① 県内どこでも**階数2以上**又は**延べ面積200㎡超**(※1)の建築をする場合、建築物の申請手続き(※2)が必要となります。

※1：都市計画区域外の木造の場合でも必要となります。

都市計画区域内は従来どおり、原則、規模に関わらず手続きが必要となります。

※2：建築基準法に基づく建築確認申請手続き



※1 都市計画区域外：与論町内すべての地域

② 原則**全ての新築建築物**(増改築の場合は増改築部分のみ)を**省エネ基準へ適合**させる必要があります。

省エネ基準へ適合させるためには・・・？
断熱材の施工／断熱性の高い窓／高効率の設備機器等

詳細については、下記へお問い合わせください。

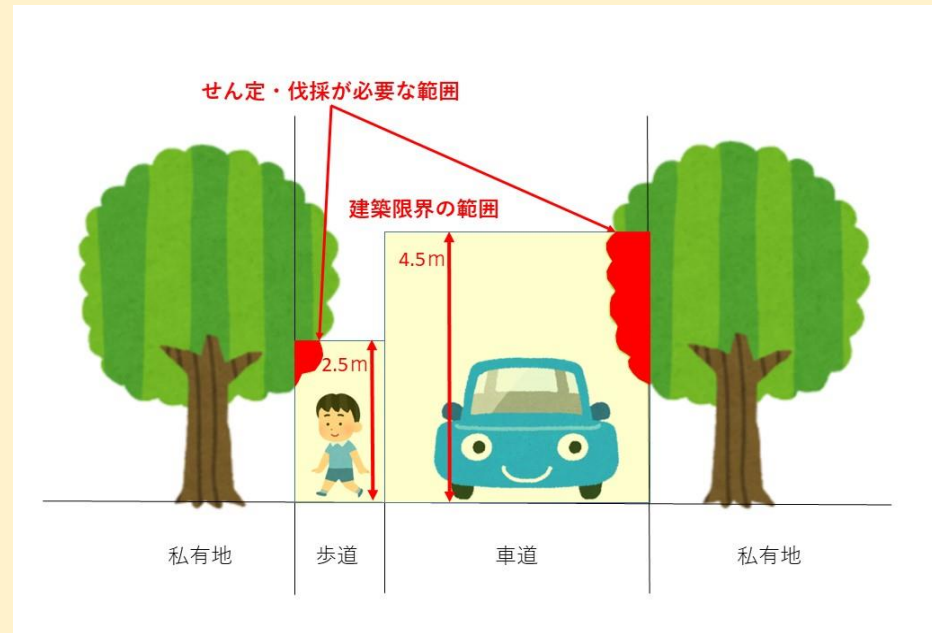
【大島支庁建設課建築係】

0997-57-7344

【与論町建設課】

0997-97-4928

道路上にはみ出した樹木・草等のせん定・伐採をおねがいします



私有地から道路上にはみ出している樹木・草等は**私有地の所有者のもの**です。

私有地から道路上にはみ出した樹木・草等が原因で事故が発生した場合、**私有地の所有者が管理責任を問われる場合があります。**

道路法等に規定されている建築限界(左図)を参考に、せん定・伐採など適切な管理をお願いします。

詳細はこちらまで
(本町ホームページ) →



建設課では道路上の樹木・草等の撤去依頼を受け付けていますが、これらの中には本来、私有地の所有者が管理すべきものが多く含まれており、対応に苦慮しているところです。

道路上にはみ出している樹木・草等の所有者には、建設課から撤去依頼を通知することがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

建設課 97-4928

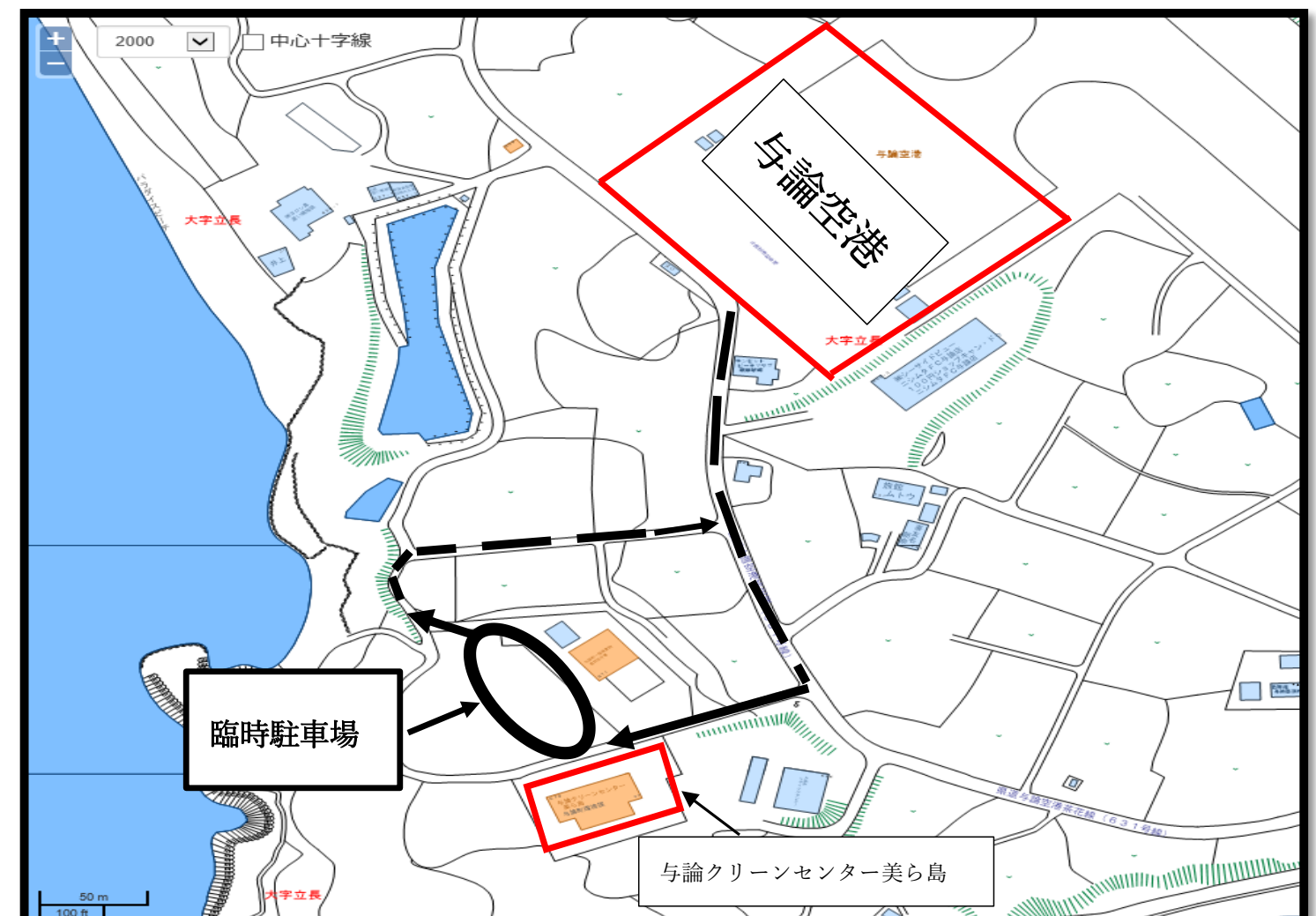
空港利用者専用臨時駐車場のご案内

与論空港における駐車場内混雑緩和のため、臨時駐車場を整備いたしました。空港内駐車場は夜間駐車禁止となっているため、長期で空港に駐車される方は臨時駐車場をご利用ください。町民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

◆場 所◆ 与論クリーンセンター美ら島前

◆注意事項◆ 臨時駐車場ご利用の際のご予約等はいりません。
車の施錠等はご自身で確実に行ってください。
駐車場内において、万一、事故等が発生した場合の責任は一切負いません。

◆お問合せ先◆ 与論空港管理事務所 0997-97-3465



国立公園内での行為について
～国立公園内での開発行為等については、手続きが必要です～

国立公園は自然の風景地を保護し、その利用促進を図り、国民・県民の保健・教養・教化に資するとともに、生物の多様性を確保することを目的として国（環境省）の指定を受け管理されているもので、奄美群島の一部地域は、奄美群島国立公園に指定されています。

国立公園内では、優れた風景地を保護するため、自然公園法に基づき、各種開発行為が規制されています。国立公園内において、次のような開発行為等を行う場合は、事前に国や県への許可申請・届出の手続きが必要となります。

○ 手続きの必要な行為（一例）

第1種 特別地域	①工作物(建築物を含む)の新増築 ②木竹の伐採 ③鉱物や土石の採取 ④広告物の掲出	特別 保護 地区	特別地域の規制に加えて ①木竹の損傷 ②木竹の植栽 ③家畜放牧 ④野外での物の集積・貯蔵 ⑤火入れ・たき火 ⑥動植物の捕獲殺傷等 ⑦落葉・落枝の採取
第2種 特別地域	⑤野外での物の集積・貯蔵(土石・廃棄物等) ⑥開墾・土地の形状変更 ⑦屋根・壁面の色彩の変更		など
第3種 特別地域	など		
普通 地域	①一定規模以上の工作物の新増築 (建築物高さ13m 又は延面積1000㎡、鉄塔高さ30m、送水管長さ70mなど) ②鉱物や土石の採取 ③広告物の掲出④土地の形状変更	海域 公園 地区	①工作物の新増築 ②鉱物や土石の採取 ③広告物の掲出 ④海底の形状変更 ⑤物の係留(以上漁業に必要なものを除く) ⑥海面の埋立・干拓
	など		など

○ 許可申請・届出の手続き（令和4年度から一部変更があります。）

- 申請・届出の様式（令和4年度から新様式になっています。）
 - 様式や必要な添付書類・記載要領については、環境省のHPに掲載されています。（下記URL又はQRコードからアクセスできます。）
- 標準的な処理期間
 - 申請内容や申請先により異なりますが、通常約1～3か月を必要とします。（書類に不備があった場合の補正の期間は除く）
- 注意事項
 - 自己所有地であっても、国立公園内での行為においては、事前に手続きが必要となります。自己所有地が公園区域に入っていないか、公園区域図を参考に事前によくご確認ください。公園区域に入っていた場合は、以下のお問い合わせ先への事前相談をお願いいたします。また、行為箇所の国立公園区域内外の判別ができない場合も以下のお問い合わせ先に御相談ください。
 - 行為の種類、規模、公園の種類、地種区分の違いにより手続き等に違いがあること、また、行為の場所や内容によっては、許可ができない場合もあることから、申請・届出の前に事前相談いただくようお願いいたします。
 - 自然公園法の改正が令和4年4月1日に行われたことに伴い、許可が必要な項目や、審査基準に変更があります。
 - 申請等の内容に応じて提出先が異なりますので、申請等に際しては以下のお問い合わせ先へご確認ください。
 - 非常災害により国立公園内で法で定められた行為の必要性がある場合においても、基本的には許可申請又は届出の手続きが必要です。また、非常災害のために必要な応急処置としての行為を行った場合には、当該内容をその行為をした日から起算して14日以内に届け出る必要があります。

○ 違反行為について

自然公園法の規定に違反しての行為や、無許可での行為等については、罰則が設けられています（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等）。また、違反行為から国立公園を保護するために必要があると認めるときは、原状回復を課す場合があるため、必ず許可を得てから行為を行うようご注意ください。

※ 自然公園法の改正に伴い、従前より罰則が厳重になっています。

☆国立公園の範囲や区域内での許可申請・届出について、不明な点がありましたら、下記にお問い合わせください。

○ お問い合わせ先

環境省奄美群島国立公園管理事務所（奄美大島・喜界島・与論島所管） 電話 0997-69-2280

環境省奄美群島国立公園管理事務所徳之島管理官事務所（徳之島・沖永良部島所管） 電話 0997-85-2919

大島支庁総務企画課 商工観光係 電話 0997-57-7215

行為地の市町村役場

環境省国立公園関係

HPのQRコード



○ 許可申請書の提出先

環境省：行為地の所管事務所（上記参照） 県（大島支庁）：行為地の管轄市町村役場

○ 環境省及び県のホームページ（検索方法）

・（環境省国立公園関係）環境省_奄美群島国立公園

URL: https://kyushu.env.go.jp/okinawa/procedure/pro_5.html

・（鹿児島県国立公園関係）鹿児島県庁ホームページ→暮らし・環境→自然保護→自然公園→行為許可申請書・届出書様式

URL: <https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/sizenkouen/yousiki/index.html>

カツオノカンムリに注意してください！

与論島の海岸で毒クラゲ(カツオノカンムリ)の漂着が確認されています。

カツオノカンムリは毒があるため、見つけても絶対に触れないようにしてください。



カツオノカンムリ



4cm程度

環境課 0997-97-4712

不法投棄禁止！

江ヶ島近くの敷地に木材の不法投棄がありました。

ごみステーションではない場所にごみを捨てることのないよう、注意をお願いいたします。

不法投棄は重大な犯罪です。絶対にしないで下さい。

不法投棄をすると、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金に処せられます。

不法投棄及び投棄をしている所を見つけた方は、警察又は環境課までご連絡をお願いします。



環境課 0997-97-4712

あなたの言葉を待っている人がいます

— 3月 は自殺対策強化月間です —

いのち 支える

鹿児島県では、自死によって毎年約300人もの尊い命が失われています。

自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であり、背景には、過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があると言われています。

あなたの周りで、「いつもと様子が違うな・・・」と感じる人がいたら、ちょっと勇気を出して心配していることを伝えてみませんか？自分のことを気にかけ、一緒に考えてくれる人がいることは、悩んでいる人の孤立を防ぎ、安心を与えます。

そして、もしあなたが悩み事を抱えていたら、一人で悩まず信頼できる誰かに相談してください。様々な悩みに対応する相談窓口も多数あります。匿名でも結構です。

お気持ちを聞かせて下さい。

誰かに相談することでたくさんのメリットがあります

心が落ち着く

心が軽くなり、物事を異なった視点で考えられるようになります

頭の中が整理される

自分の気持ちや状態を客観視でき、頭が整理されます

自分では思いつかなかった解決策を見つけられる
思いつかなかった考え方に気付くことができます

私たち1人ひとりにできること
～あなたもゲートキーパーの輪に加わりませんか？～

ゲートキーパーとは？

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。家族や地域、職場、保健、医療、教育の場面など、誰もがゲートキーパーになれる。

変化に気付く

眠れない、食欲がな
い等、いつもと様子
が違うな・・・。

温かく見守る

温かく寄り添いながら、
じっくりと見守りましょう

声かけ

「何か悩んでる？よかったら、話して。」「なんだか元
気ないけど、大丈夫？」

傾聴

(耳を傾けねぎらう)

悩みを真剣な態度で受けとめ、安易な励ましや一方的な説得は慎み、相手の考えを否定せず尊重しましょう。

支援先につなぐ

早めに専門機関に相談するよう、促しましょう。(相談を受ける方は、一人で抱え込まないことが大切です。)

まずは、声をかけることから始めてみませんか。

厚生労働省「誰でもゲートキーパー手帳」から引用

●電話相談窓口●

令和7年1月時点での情報です。(※相談日は、基本的に土・日・祝祭日・年末年始の休みを除きます。)

相談窓口名称	相談日・相談時間	電話番号
県自殺予防情報センター	月・木曜日 9:00～12:00/13:00～16:00 ※	099-228-9558
県精神保健福祉センター	月～金曜日 9:00～17:00 ※	099-218-4755
こころの電話	月～金曜日9:00～12:00/13:00～16:30 ※	099-228-9566 099-228-9567
こころの健康相談統一ダイヤル 電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」等の公的な相談機関に接続します。(相談対応の曜日・時間は自治体によって異なります)		0570-064-556
鹿児島いのちの電話	365日・24時間	099-250-7000
#いのちSOS	毎日24時間	0120-061-338
よりそいホットライン	24時間対応	0120-279-338
チャイルドライン (18歳までの子どもがかけられる電話)	毎日16:00～21:00	0120-99-7777
最寄りの保健所またはお住まいの市町村役場		

●SNS相談窓口●

(*) 鹿児島県地域自殺対策強化事業補助金を受けた民間団体のうち、同意いただいた団体についてのみ掲載しています。

NPO法人 ネットポリス鹿児島(*)	目安箱(健康相談) LINE ID: meyasubako <返答時間> 18:00～22:00 (相談は24時間受付) HP: http://npk.sblo.jp/	
一般社団法人 パーソナルサービス支援機構 (*)	おおすみ いのちつなぐほっとLINE (大隅地域にお住まいの方) <返答時間> 24時間 HP: https://kanoya-ps.com/	
NPO法人 こどもサポート鹿児島(*)	あったか相談ルーム <返答時間> 24時間 HP: https://www.npo-kosapo.com/	
NPO法人 あいら子育て・地域支援 情報局みちみち(*)	みちみち LINE ID: @811ddvay <返答時間> 8:00～22:00 (相談は24時間受付) 返答時間以外も対応可能な場合があります HP: https://michi-michi-aira.com/	
NPO法人 CDPCサポート(*)	<返信時間> 10:00～17:00 HP: https://resast.jp/inquiry/Zjc4YWEyMTY0Y	
NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク	「生きづらびっと」では、SNSやチャットによる自殺防止相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動等へのつながりも行います。 LINE: @yorisoi-chat チャット: https://yorisoi-chat.jp/ <相談時間> 月・火・木・金・日曜日 17:00～22:30 (22時まで受付) 月・水・金・土曜日 11:00～16:30 (16時まで受付) (厚生労働省「主な相談窓口一覧」より)	

●自死遺族等の分かち合いの会(こころ・つむぎの会)●

内容	大切な人を自死によって亡くされた方が、つらく苦しい気持ちを語り合い、支え合うことで、生きる希望を取り戻していくことを目的とした会
開催日時	開催日: 原則 偶数月の第2水曜または日曜 (午後1時～受付、会は概ね2時間) 問い合わせ: 鹿児島県自殺予防情報センター 099-228-9558 (要予約) 詳細: https://www.pref.kagoshima.jp/ae14/kagoshima-mhwc.html (県ホームページ)

(厚生労働省「主な相談窓口一覧」, 「まもろうよこころ」より) 作成: 鹿児島県自殺予防情報センター (鹿児島県精神保健福祉センター)

●サトウキビへの施肥方法の研修会のお知らせ●

日本水環境学会熱帯亜熱帯地域水環境研究委員会調査研究グループでは、2023 年度～2024 年度に与論島において、サトウキビ栽培での施肥効率を改善するために調査研究を行ってきました。本研修会では、これまでの研究結果とサトウキビへの施肥方法についてお話しします。

○お財布にも環境にも優しい！【サトウキビへの新しい施肥方法のすすめ】

日時：2025 年 3 月 28 日（金） 18：00～19：00

場所：与論町役場 1 階 多目的ホール

講師：琉球大学農学部 地域農業工学科 中野拓治 客員教授

東京農業大学 国際食料情報学部 国際農業開発学科 中西康博 教授

愛媛大学 地域環境整備学 治多 伸介 教授

—お問合せ—

NP0 法人海の再生ネットワークよろん 0997-85-1076(池田)

協力：与論町役場産業課

令和 7 年度町県民税・国民健康保険税申告 役場庁舎内での受付日程について

役場庁舎内での申告は、下記日程において受け付けます。

期間：令和 7 年 2 月 26 日（水）～令和 7 年 3 月 17 日（月）＊土日祝は除く
午前の部 9：00～11：00
午後の部 13：30～15：30
会場：与論町役場 1F 庁議室

申告期限 令和 7 年 3 月 17 日（月）

【収支内訳書等事前作成のお願い】

営業・漁業・農業・畜産等の事業、不動産に係る所得の申告をされる方は「収支内訳書」、医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」の事前作成をお願いいたします。

職員での経費振り分け、内訳書作成は行いません。ご自身で経費をまとめ、収支内訳書を作成の上申告をお願いいたします。

※申告受付は、収支内訳書を作成完了されている方からさせていただきます。全く作成されていない場合は、作成スペースで作成していただきます。時間内に完成しない場合や、会場の混雑状況によっては、お帰りいただき、再度役場にて申告していただくことになりますので予めご了承ください。

※申告書及び収支内訳書は 1 月 23 日（木）の小组合文書で配付しています。

申告用紙が不足する場合は、与論町ホームページからダウンロードしていただくか、税務課までお越しください。

問い合わせ先 役場税務課 0997-97-3133

重要!

／与論町国保からの大切なお知らせ／

島外で修学中(予定)
の学生は

『マル学』の手続きが必要です

※マイナ保険証利用中の方も含む

※『マル学』とは、修学のために親元を離れて町外(島外)へ転出する場合に、修学先でも与論町の国民健康保険に加入することができる制度です。



◆修学のため与論町から転出するとき◆

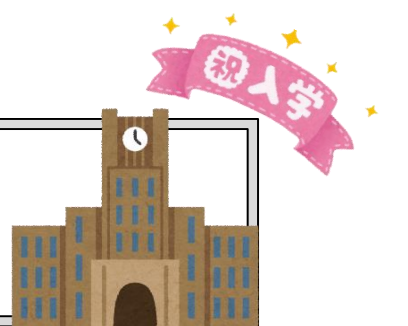
大学や専門学校などへ進学のため与論町から転出される方は『マル学』の手続きが必要です。転出の手続きの際に、進学することをお知らせください。

マル学該当者は、転入先の市町村で国保に加入する必要はありません。

入学後に在学証明書・住民票のご提出をお願いします。

< 届出に必要なもの >

- ・保険証または資格確認書
- ・在学証明書
- ・世帯主の印鑑
- ・住民票



◆現在マル学適用中で引き続き修学するとき◆

学生である間は毎年4月に在学証明書の提出(更新手続き)が必要です。

新年度の4月1日以降に発行された在学証明書をご提出ください。

< 届出に必要なもの >

- ・在学証明書(新年度の4月1日以降に発行されたもの)
- ・世帯主の印鑑



※修学中に引っ越し(住所変更)した場合は、現在交付されているマル学保険証(資格確認書)と新住所地の住民票も併せてご提出ください。

◆卒業などで学生ではなくなったとき◆

資格喪失の手続きと、マル学保険証(資格確認書)の返還が必要となります。



資格喪失の手続きをしないと、国民健康保険税が加算されたままとなりますので、ご注意ください！

< 届出に必要なもの >

- ・マル学保険証または資格確認書
- ・学生でなくなったことを証明する書類(卒業証明書, 退学証明書など)
- ・新たに加入した資格確認書または資格取得証明書の写し
- ・世帯主の印鑑



お問い合わせ先：与論町役場 健康長寿課 国民健康保険係

☎ 97-4992(直通)

保健センターからのお知らせ

❀ 小児の定期予防接種 ❀

	与論徳洲会病院 (小児予防接種外来)	パナウル診療所	龍美クリニック (3歳以上)
実施日	月～金(祝日を除く)	診療日(水曜午後・土曜午後休診)	水・木(祝日を除く)
受付時間	13:00～14:00	8:30～11:30 15:00～17:30	10:30～11:00
予約方法	2週間前の金曜正午まで	2週間前の金曜正午まで	2週間前の金曜正午まで
電話番号	0997-97-2511	0997-84-3330	0997-97-5607

※ 与論徳洲会病院の林医師の接種日については、お届けしている受診票の裏面をご覧ください。病院からのお知らせを参考にしてください。

❀ 高校3年生相当の方の日本脳炎ワクチン定期予防接種 ❀

	与論徳洲会病院 (内科)	パナウル診療所	龍美クリニック
実施日	月～水、土(祝日を除く)	診療日(水曜午後・土曜午後休診)	水・木(祝日を除く)
受付時間	(月～水) 17:00 (土) 10:00	8:30～11:30 15:00～17:30	10:30～11:00
予約方法	2週間前の金曜正午まで	2週間前の金曜正午まで	2週間前の金曜正午まで
電話番号	0997-97-2511	0997-84-3330	0997-97-5607

※ 予診票に保護者自署があれば、必ずしも保護者の同伴は必要ありません。
※ 与論町に住所があるあいだのみ対象となります。

- 対象の方には予診票をお届けしています。
今年度は一斉通知していますので、年齢や間隔によって接種できる時期が一人ひとり違います。
予診票の使用期間に沿って接種の計画を立ててください。
- ご不明な点は、与論町保健センターへお問い合わせください。

お問合せ先
与論町保健センター
担当: 清水・橋口
電話 0997-97-5105

保健センターより
お知らせ

離島地域不妊治療支援事業について

令和6年度中に治療を受けられた方の
申請期限は **令和7年3月31日** までです

申請期限は3月31日までですが、書類の確認等に時間を要しますので、1回の治療が終了したら、速やかに申請してください

保険適用による生殖補助医療(体外受精・顕微授精)を島外の医療機関で受ける際に要した **旅費の一部** を与論町と鹿児島県が助成します

※ 治療の内容によっては助成の対象にならない場合もあります

助成対象となる方

- 与論町に住所を有し、島外の医療機関にて保険適用による生殖補助医療を受けた夫婦
(夫婦で住所が異なる場合は、妻の住所が与論町にあること)

ホームページ



助 成 内 容

島外で生殖補助医療を受ける際に要した・・・

- ① 船または飛行機の交通費の一部(1回の治療につき往復9回まで)
- ② 宿泊費(1回の治療につき1泊5,000円上限の延べ15泊まで)

申請に必要なもの

詳しくはこちら

- ☐ 領収書 ①交通費(船または飛行機往復分) ②宿泊費
- ☐ 診療明細書・領収書
- ☐ 振込を希望する金融機関の通帳・印鑑
- ☐ 生殖補助医療受診等証明書 ※1

※1 受診の際に医療機関に提出・記入していただく必要がありますので、事前に保健センターまでお問合せください(与論町ホームページからダウンロードもできます)

不妊治療支援事業チラシ



<問合せ先>

与論町保健センター 担当: 川畑・富
TEL: 0997-97-5105

鹿児島県大島支庁沖永良部事務所与論駐在
令和7年度 会計年度任用職員（土木施設管理補助員）募集について

職 務 内 容	港湾等の維持管理補助業務（供利・茶花港） ・船舶の出入港の監視のほか、港湾区域内（コースタルリゾート）を草刈機を使用しての除草作業等の屋外作業
募 集 人 員	1人
募 集 対 象	以下の条件を満たしている方 1 普通自動車運転免許（AT限定可）を有する者 2 作業車両及び移動交通手段としての自家用車を有する者
勤 務 時 間	1 勤務日数 原則として月20日以内 2 勤務日 月曜日から金曜日までに勤務日を割り振ります。 ※土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～翌年1月3日には勤務日を割り振りません。 3 勤務時間 午前8時30分から午後4時00分まで（正午から午後1時まで休憩時間、勤務時間6時間30分） 4 休暇 年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）
勤 務 地	大島郡与論町茶花1420-2（鹿児島県大島支庁沖永良部事務所与論庁舎）
任 用 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※ 採用後、原則として1月間は条件付採用期間となります。
報酬支払日	原則として毎月7日（毎月末日締切翌月支払）
報 酬 等	1 基本となる報酬 日額：7,400円～8,200円（学歴、職務経験を考慮の上決定） 2 期末手当及び勤勉手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。 3 通勤にかかる費用弁償 一定の要件を満たす場合に支給されます。
加入保険等	雇用保険、社会保険（健康保険・厚生年金） 災害補償制度の適用あり。
応 募 方 法	・市販の履歴書（写真貼付、学歴及び職歴、志望動機を明記。）、普通一種運転免許の写しを、下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。 ・書類選考の上、順次、面接日時等を連絡します。 ・応募期間にかかわらず、採用者が決定次第、募集を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

書類提出先及び問合せ先
〒891-9111
大島郡和泊町手々知名134-1
大島支庁沖永良部事務所
総務福祉課 担当：丸野
TEL0997-92-1632

★お引越しの際は早めの手続きを！

物件を退去する際は「閉栓届」、入居する際は「開栓届」の提出が必要です。
印鑑をお持ち頂き、役場 1F 水道課にてお手続きください。
（入退去前の事前提出も可能です。）

なお、貸家に入居する場合は、開栓届に所有者（管理人）の署名・捺印が必要です。
くわしくは水道課までお尋ねください。

窓口でのお手続き・閉開栓作業は平日 8：30～17：15 となり、土日祝日は行っておりません。
作業時のお立ち会いは不要ですので、特に島外への転出の方などは、日にちに余裕をもって事前に届けのご提出をいただきますようお願いいたします。

★メーター周辺の美化にご協力ください

メーター周りに草木が生い茂っている・物で塞がっていると、閉開栓作業や検針に支障をきたすことがあります。草木の根が管に巻き付くと思わぬ漏水につながることもあります。

物件の入退去がありましたら、閉開栓作業をスムーズに行えるよう、メーター周辺の確認・美化作業をお願いします。
特に、大家の方や管理人の方は、住人の方が入退去の際される場合は、メーター周辺のご確認をお願いいたします。

メーター検針は毎月1日～7日です。飼い犬は必ずつないでいただくなどのスムーズな検針へのご協力をおねがいいたします。

★漏水が判明したら・・・

・メーターから道路側、道路での漏水を発見したら水道課までお知らせください。
・メーターから宅側の漏水の場合は、町の指定工事店に修理のご依頼が必要です。
（指定工事店以外による修理は違法ですので、絶対にやめてください。）
なお、修理費は需要者（お客様）の負担となります。

与論町指定給水装置工事業者（順不同）
菊池水道 0997-97-2182 ・ 瀧久建設 0997-97-3720 ・ 吉田設備 0997-97-4984
田畑設備 0997-97-3530 ・ 市元設備 090-6950-4651 ・ 浦口建設 0997-97-4749
吉田興建 0997-97-2078 ・ ヨシダ管工業 0997-97-4351 ・ kotobuki(株)090-6863-1933（沖縄県）

お問い合わせ
水道課 97-4994



水道課からのお知らせとお願い





令和7年10月1日に 国勢調査を実施します。

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な調査です。

国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、
日本に住むすべての人と世帯に漏れなく、正確な回答をしていただく必要があります。

令和7年国勢調査へのご協力をお願いします。

国勢調査ってどんな調査？

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。



結果は何に使われるの？

調査の結果は、さまざまな行政施策の基礎データとして利用されます。

調査の結果は、我が国の人口の基本となる法定人口として、選挙区の区割りや地方交付税の算定の基準などに利用されます。また、男女・年齢別人口、昼間人口、世帯構成(高齢者のいる世帯など)、産業別の人口などの統計は、国や地方公共団体の社会福祉、雇用、環境整備、災害対策などをはじめとして、あらゆる施策の基礎データとして利用されます。民間企業等においても、さまざまな分野で幅広く活用されています。



どうやって回答するの？

インターネット回答のほか、調査票を郵送又は調査員に提出する方法により回答を行います。
※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。
(QRコードでかんたんにログインできます。)



ゆんぬ民具 復活プロジェクト



イノベーンちゅアワードにて「民具を現代に復活させる」の発表を致しました道草YORON福山です。昨今、作り手が激減している与論の民具を後世に継承出来る様、ゆんぬの子供達に触れる文化教材として、観光客の方々には与論の文化を更に深めて頂けるように、触れる民具の復元製作を進めていきたいと思っています。ですが、復元には植物の調達や民具の作り方が必須です。現在、民具に使用されていた植物が激減している様ですが、出来るだけ与論産の物で復元をしたいと思っています。以下ご協力頂ける方がいらっしゃいましたら何卒ご協力のほどよろしくお願い致します。



ご協力をお願いします

* 1.植物の提供

フバの葉(茎が細く葉の根元に棘が無いもの)・シュロの毛・竹・
マーニー(クロツグ)のふがら・クージー(トウツルモドキ)・
ビー(イグサ)・藁・月桃・ススキ・アダン葉(幅広で長いもの)

2.民具を持っている・知っている・作れる方

・民具を見せて頂ける方・民具の用途や使われていた植物を知っている方・作り方を教えて頂ける方

ご協力頂ける方は下記メール又はインスタグラムのメッセージにてご連絡を宜しく願いたします

Mail



道草YORON

michikusa.yoron@gmail.com



Instagram

